

令和5年度

宮崎地方最低賃金審議会  
第2回自動車(新車)小売業  
最低賃金専門部会

開催日時 令和5年10月19日(木)  
午前9時00分～

開催場所 宮崎合同庁舎 4階  
基準部大会議室

宮崎労働局

# 会 次 第

1 金額審議

2 その他





令和5年10月19日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 橋口 剛和 殿

宮崎地方最低賃金審議会  
宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会  
部会長 三島 里都子

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月28日宮崎地方最低賃金審議会において付託された宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりであり、審議経過の概要は別紙3のとおりである。

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

宮崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（ 1 ） 18 歳未満又は 65 歳以上の者

（ 2 ） 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

（ 3 ） 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 洗車又は納車引取りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 9 2 7 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

## 宮崎地方最低賃金審議会

## 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏名	現職
公益代表委員	古賀 修平	宮崎大学地域資源創成学部 准教授
	三島 里都子	マリンボックス法律事務所 弁護士
	森部 陽一郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者代表委員	佐藤 勇二	日産サティオ宮崎労働組合 執行委員長
	土居 和也	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長
	成尾 修治	宮崎トヨペット労働組合 書記長
使用者代表委員	河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	百野 正剛	宮崎トヨペット株式会社 代表取締役社長
	平澤 淳之助	株式会社日産サティオ宮崎 代表取締役社長

各側五十音順  
（敬称略）

## 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会審議経過概要

回数	開催年月日 開催場所	調査審議事項
第 1 回	令和 5 年 10 月 12 日（木） 宮崎合同庁舎 4 階 基準部大会議室	1 部会長に三島委員、部会長代理に古賀委員を選出。 2 労使基本的見解 3 金額審議 公・労・使 全体協議 金額提示（1 回目） 現行時間額 890 円を 労側：66 円引上げの 956 円 使側：8 円引上げて 898 円
第 2 回	令和 5 年 10 月 19 日（木） 宮崎合同庁舎 4 階 基準部大会議室	1 金額審議 公・労、公・使 個別協議 2 結審 現行時間額 890 円を 37 円引上げ 927 円 引上げ率 4.16%  発効日 法定どおり  全会一致をもって結審 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項適用



宮崎地賃審発第 10 号  
令和 5 年 10 月 19 日

宮崎労働局長  
坂根 登 殿

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 橋口 剛和

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 8 月 28 日付け宮崎労発基 0828 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり  
の結論に達したので答申する。

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
宮崎県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - （1）18歳未満又は65歳以上の者
  - （2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - （3）次に掲げる業務に主として従事する者
    - イ 清掃又は片付けの業務
    - ロ 洗車又は納車引取りの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 927円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり